

議員提出議案第2号

八王子市議会委員会条例の一部を改正する条例設定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び八王子市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年(2026年)3月26日

提出者 八王子市議会議員 中島正寿

賛成者 八王子市議会議員 長谷川順子

同 浜野正太

同 岸田功典

同 森重博正

同 森喜彦

同 望月翔平

同 金子亜希子

同 吉本孝良

同 渡口禎

同 市川克宏

同 小林秀司

八王子市議会議長

美濃部 弥生 殿

八王子市議会委員会条例の一部を改正する条例

八王子市議会委員会条例（昭和43年八王子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務企画委員会 10人</p> <p><u>総合政策部、総務部、財務部</u>、市民活動推進部、生活安全部、市民部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3） 文教経済委員会 10人</p> <p><u>経済産業部</u>、農業委員会及び教育委員会に関する事項</p> <p>（4） 都市環境委員会 10人</p> <p>環境部、都市計画部、<u>建設部及び</u>まちなみ整備部に関する事項</p> | <p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 総務企画委員会 10人</p> <p><u>市長公室、総合経営部</u>、市民活動推進部、<u>総務部、契約資産部、財政部</u>、生活安全部、市民部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3） 文教経済委員会 10人</p> <p><u>産業振興部</u>、農業委員会及び教育委員会に関する事項</p> <p>（4） 都市環境委員会 10人</p> <p>環境部、都市計画部、<u>拠点整備部</u>、まちなみ整備部<u>及び道路交通部</u>に関する事項</p> |

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

提案理由

令和8年（2026年）7月からの市組織体制の変更に伴い、「八王子市議会委員会条例」第2条第2項第4号の一部所管部名を変更する「八王子市議会委員会条例」の一部の改正を提案する。